

# 指定管理者制度

## 指定管理者選定委員会 町長へ報告書を提出

竜崎温泉潮風の湯指定管理者選定委員会（河村誠治委員長・山口大学経済学部教授）は2月28日、竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の選定に係る報告書を椎木町長に提出しました。

町では3月議会で、優先交渉権者の指定の議決を受け、施設の指定管理者に指定することとしています。



▲河村委員長（写真右）から、椎木町長へ報告書が提出されました。

### ◆問い合わせ

商工観光課

☎0820（79）1003

## 町立日良居保育所の運営が指定管理となります

町立日良居保育所の運営が、4月1日から、指定管理に移行されます。

町では、保育士がかわることによる子どもたちへの影響の軽減と円滑な移行のために、平成23年7月から平成24年3月までの9か月間にわたり、町と指定管理者による引継ぎ・共同保育を実施し、保育の質の向上に努めてまいりました。

この度の指定管理への移行は、町立保育所では実施できなかった延長保育等の特別保育事業の推進や送迎バスの運行など、多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、質の高い保育サービスを長期にわたり安定的に提供するものです。

なお、指定管理移行後も、名称は「町立日良居保育所」のまま、設置者も「周防大島町」で変更はありません。

### ◆指定管理者

特定非営利活動法人 しらとり会

### ◆指定期間

4月1日から平成27年3月31日まで

### ◆定員 30名

### ◆問い合わせ

福祉課

☎0820（77）5505



## 平成24年度後期高齢者医療保険料の 年金天引き（特別徴収）4月開始について

後期高齢者医療保険料は、原則として介護保険料が差し引かれていた年金からの天引き（特別徴収）により納めていただくようになります。

次に該当する方は、4月に受給される年金から保険料の天引きが開始されます。

① 本年2月に年金から天引きされた方

② 昨年10月1日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方（介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えないとき）

※①②に該当していても、「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

◆年金から天引きとなる方でも、口座振替による納付に変更することができます。口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。ご希望の場合は、金融機関で口座振替の手続きをした後、健康増進課医療保険班または最寄りの総合支所・出張所の窓口で納付方法変更の申請を行ってください。（納付状況により変更できない場合もあります。）

### ◆問い合わせ

健康増進課

医療保険班

☎0820（77）5502